

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年9月1日～ 令和8年8月31日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。
男性社員・・・取得率 25%以上
女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、
取得率 50%以上

＜対策＞

- 6年9月～ 各部署における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）・実施
- 6年11月～：産休・育休予定者と管理者が面談を行い、育休前後の働き方をすり合わせる制度を導入。
- 7年4月～：復帰職員への業務配分を調整し、時短勤務やシフト変更に柔軟に対応する体制を整備。

目標2：全社員の時間外・休日労働時間の平均を各月30時間未満とする。

＜対策＞

- 6年9月～ 業務体制の見直し、複数担当者制など

目標3：全社員の、年次有給休暇の取得のための措置を実施する

＜対策＞

- 6年9月～ 各部署における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）・実施